

## 浦安市小中学校教職員の不祥事根絶に向けた 情報機器及び SNS 等の取り扱いについてのガイドライン

### 1 目的・背景

教職員の情報機器や SNS の不適切な使用は、日々真摯に子どもたちと向き合う教職員の信頼をも揺るがしかねません。本ガイドラインは千葉県が作成している「教職員の服務に関するガイドライン」並びに「懲戒処分の指針」を踏まえ、本市における児童生徒のプライバシー保護及び性暴力被害等防止に資するため、その発端となる情報機器及び SNS 等の取り扱いについて基本方針を示すものです。

### 2 対象

浦安市立小中学校に勤務する全ての教職員

(県費・市費会計年度任用職員、学校で児童生徒と関わる業務委託職員も含む)

### 3 私物の情報機器等について

#### (1) 学習の場への持ち込みを不可とするもの

	機器	持込	備考
①	私物の PC・タブレット	不可	例外的に校長が許可する場合※は可とする 写真・動画撮影は禁止
②	私物のカメラ・ビデオカメラ等	不可	例外なく学校への持込不可
③	私物の外部記録媒体	不可	USB メモリや SD カード等 例外なく学校への持込不可
④	私物の携帯電話・スマートフォン等	不可	例外的に校長が許可する場合※は可とする 写真・動画撮影は禁止 スマートウォッチは時計機能のみ使用可

#### (2) ※例外的に校長が許可する場合

- ①校外学習等、児童生徒を校外に引率する場合 \*児童生徒の写真や動画は撮影しない
- ②生徒指導上の問題で児童生徒を探す・家庭訪問等をする場合
- ③緊急で使用する必要がある場合 \*児童生徒の目に触れない場所を選ぶ
- ④そのほか諸事情により情報機器等を使用する必要があると認めた場合

※例外的に許可した際は別紙「私的情報機器等の使用許可記録簿」に管理職が記録する

### 4 SNS 等※の利用について

	制限事項	備考
①	児童生徒に私的な SNS 等のアカウント（電話番号やメールアドレスも含む）は教えない	個人的につながる申請があっても承認しない
②	児童生徒との SNS 等を用いた私的なメッセージのやり取りは行わない	学校に係る悩み事相談も不可
③	児童生徒の SNS 上のグループ等に参加しない	教育課程外の活動においても不可
④	業務において業者等との SNS や私的メールを使用したやりとりは行わない	
⑤	学校・児童生徒・教職員に関することを SNS 等で公開しない	限定公開であってもグループメンバーを通じて情報が拡散される可能性がある

※ここでいう SNS 等とは LINE、Instagram、Facebook、X、TikTok、note、Youtube、Threads、BeReal 等のソーシャルネットワーキングサービス及びショートメール、電子メールやオンラインゲーム等のインターネットを介して個人間でメッセージの送受信を行うことができるサービスを指す。市が教職員に付与しているアカウントによる、連絡・学習用プラットフォーム（Microsoft Teams やミライシード等）を使用した学校管理下における連絡や学習に対する個別のフィードバックは該当しない。

### 5 違反した場合の対応

学校長	不祥事につながる重大なガイドライン違反を把握した場合には、速やかに市教育委員会に報告する
市教育委員会	校長から報告を受けた場合には速やかに適切な対策を講じる

### 6 問い合わせ先

・本ガイドラインに関する不明な点等があれば、以下にお問合せください。

情報機器に関すること【指導課】  
SNS 等に関すること【学務課】